公立大学法人大阪の第１期中期目標の期間の終了時の検討の結果及び講ずる措置の内容について

公立大学法人大阪（以下「法人」という。）の第１期中期目標の期間の終了時の検討の結果及び講ずる措置の内容について、地方独立行政法人法第79条の２第１項及び第123条第１項の規定により、大阪府と大阪市は協議の上、下記のとおり決定する。

令和６年８月23日

記

1. 検討の結果

第１期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果及び評価委員会の意見等を踏まえ、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行った結果、引き続き法人の業務を継続することが適当である。

２．講ずる措置

法人の第２期中期目標を定め、これを同目標の期間に達成するよう法人に対して指示する。